

単位施策

1 環境マネジメントシステムの推進（環境政策課）

①環境マネジメントシステムに基づき、市の事業におけるエネルギーの消費を削減し、温室効果ガスの排出量を抑制するとともに、光熱費の削減やごみの減量などにつながります。

2 省エネルギーの推進（環境政策課）

①市民や事業者等に対し、省エネルギーについて意識啓発を図るとともに、省エネ型の機器や住宅の普及・啓発事業を推進します。

②事業者に対し、環境に配慮しつつ社会の持続的な発展を目指す環境経営を促進します。

3 再生可能エネルギー等の導入促進（環境政策課）

①身近にある太陽光・太陽熱を利用した機器や、利用時に二酸化炭素の排出がない水素を活用した機器などの普及を促進します。

4 その他の地球温暖化対策の推進（環境政策課）

①ごみの減量・資源化の推進等により、焼却による二酸化炭素の排出を削減します。

②渋滞の緩和や環境性能に優れた自動車（ハイブリッド車、電気自動車、燃料電池*自動車等）の普及を促進し、自動車からの二酸化炭素の排出抑制を図ります。

③二酸化炭素の吸収をはじめ、多様な緑の機能を生かすため、緑の保全や創出に努めます。

④国、県、他市町村等と連携を図りながら地球温暖化対策を推進します。

⑤極端な気象現象、蚊等の媒介生物を介した感染症等、気候変動がもたらすさまざまなリスクへの対策を図ります。

指標

指 標	実績値 (H26)	目標値	
		H32	H37
市域における温室効果ガス排出量 (千 t-CO2)	1728.4(H23)	1,067	989(H35)
再生可能エネルギー設備等が導入された公共 施設数(施設)	83	89	90

*燃料電池

水素と酸素の化学反応により、直接電気を発電する装置。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 環境マネジメントシステムの推進（環境政策課）

①環境マネジメントシステムに基づき、市の事業におけるエネルギーの消費を削減し、温室効果ガスの排出量を抑制するとともに、光熱費の削減やごみの減量などにつなげます。

2 省エネルギーの推進（環境政策課）

①市民や事業者等に対し、省エネルギーについて意識啓発を図るとともに、省エネ型の機器や住宅の普及・啓発事業を推進します。

②事業者に対し、環境に配慮しつつ社会の持続的な発展を目指す環境経営を促進します。

3 再生可能エネルギー等の導入促進（環境政策課）

①身近にある太陽光・太陽熱を利用した機器や、利用時に二酸化炭素の排出がない水素を活用した機器などの普及を促進します。

4 その他の地球温暖化対策の推進（環境政策課）

①ごみの減量・資源化の推進等により、焼却による二酸化炭素の排出を削減します。

②渋滞の緩和や環境性能に優れた自動車（ハイブリッド車、電気自動車、燃料電池*自動車等）の普及を促進し、自動車からの二酸化炭素の排出抑制を図ります。

●関連[No.22 交通ネットワークの充実]

③二酸化炭素の吸収をはじめ、多様な緑の機能を生かすため、緑の保全や創出に努めます。

④国、県、他市町村等と連携を図りながら地球温暖化対策を推進します。

⑤極端な気象現象、蚊等の媒介生物を介した感染症等、気候変動がもたらすさまざまなリスクへの対策を図ります。●関連[No.10 保健衛生・医療体制の充実、No.42 防災体制の整備]

指標	実績値 (H26)	目標値	
		H32	H37
市域における温室効果ガス排出量 (千 t-CO ₂ */年)	1,728(H23)	1,067	1,015*

*燃料電池

水素と酸素の化学反応により、直接電気を発電する装置。

*千 t-CO₂

二酸化炭素の排出量を表す単位。ここでは、温室効果ガスの量を二酸化炭素に換算した場合の量を表す。

*H37年度の目標値について

数値は平成34年度のものを使用している。温室効果ガス排出量の算定にあたり、各種統計データの集計の公表を待つ必要があることから、平成37年度は平成34年度時点の数値が最新となる。

施

No.42

循環型社会の構築

策

目的

資源の循環的な利用を促進し、環境への負荷を減らしたまちを実現すること。

施策を取り巻く状況

■現 状

- 10種9分別の収集に加え、小型家電の回収を開始するなど、費用対効果を考慮した資源回収に努めるとともに、資源ごみの排出機会拡充に取り組んでいます。
- つばさ館*を活用し、循環型社会*に関するさまざまな啓発事業を実施しています。
- 既存の処理施設については、適正な維持管理に努め、老朽化している施設は延命化事業を推進しています。
- 産業廃棄物の排出量は緩やかな増加傾向にあります。不適正処理は減少傾向にありますが、小規模な不法投棄等の不適正処理が依然として発生しています。
- 「川越市路上喫煙の防止に関する条例」を制定し、路上喫煙によるたばこの吸いから等の散乱防止の啓発をしています。

■課 題

- 更なるごみの減量・資源化の促進に関する施策を進める必要があります。また、市民が資源ごみを分別・排出しやすい方法の検討が必要です。
- 老朽化している施設については、可能な限りの延命化を図り、必要に応じた建替えの検討が必要です。
- 廃止した西清掃センターの跡地利用についての検討が必要です。
- 更なる産業廃棄物の減量・資源化の普及・啓発及び適正処理の推進が必要です。
- 路上喫煙禁止地区は、状況に応じて区域の見直しを行い、たばこの吸いから等の散乱を防止する必要があります。

単位施策

1 ごみの発生・排出抑制、分別の徹底（資源循環推進課）

- ①ごみの発生・排出抑制と分別の徹底を図るため、ごみ処理費用負担の公平性確保の観点から、主に家庭から排出されるごみ処理の有料化を推進します。
- ②出前講座やつばさ館の活用等により、3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）の啓発を行い、循環型社会への市民意識の向上を図ります。

*循環型社会

廃棄物等の発生を抑制し（ごみをなるべく出さず）、廃棄物等のうち有益なものは資源として活用し（ごみをできるだけ資源として使い）、適正な廃棄物の処理（使えないごみはきちんと処分）を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会のこと。

*つばさ館

「循環型社会形成推進基本法」の基本原則にのっとり、ごみの発生抑制（Reduce：リデュース）、再使用（Reuse：リユース）、再生利用（Recycle：リサイクル）、の3Rを推進するため、市民、民間団体、事業者と連携し、環境啓発・体験学習・交流活動等の拠点となる施設。資源化センターに併設されている。

施策	No.36	循環型社会の構築
	目的	資源の循環的な利用を促進し、環境への負荷を減らしたまちを実現すること。

施策を取り巻く状況

■現状

- ・10種9分別の収集に加え、小型家電の回収を開始するなど、費用対効果を考慮した資源回収に努めるとともに、資源ごみの排出機会拡充に取り組んでいます。
- ・つばさ館*を活用し、循環型社会*に関するさまざまな啓発事業を実施しています。
- ・既存の処理施設については、適正な維持管理に努め、老朽化している施設は延命化事業を推進しています。
- ・産業廃棄物の排出量は緩やかな増加傾向にあります。不適正処理は減少傾向にありますが、小規模な不法投棄等の不適正処理が依然として発生しています。
- ・「川越市路上喫煙の防止に関する条例」を制定し、路上喫煙によるたばこの吸いがら等の散乱防止の啓発をしています。

■課題

- ・更なるごみの減量・資源化の促進に関する施策を進める必要があります。また、市民が資源ごみを分別・排出しやすい方法の検討が必要です。
- ・老朽化している施設については、可能な限りの延命化を図り、必要に応じた建替えの検討が必要です。
- ・廃止した西清掃センターの跡地利用についての検討が必要です。
- ・更なる産業廃棄物の減量・資源化の普及・啓発及び適正処理の推進が必要です。
- ・路上喫煙禁止地区は、状況に応じて区域の見直しを行い、たばこの吸いがら等の散乱を防止する必要があります。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 ごみの発生・排出抑制、分別の徹底（資源循環推進課）

- ①ごみの発生・排出抑制や分別の徹底、ごみ処理費用負担の公平性確保の観点から、主に家庭から排出されるごみ処理の有料化を進めます。また、その実施時期については、市の廃棄物処理の状況などを踏まえ検討します。
- ②出前講座やつばさ館の活用等により、3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）の啓発を行い、循環型社会への市民意識の向上を図ります。

*循環型社会

廃棄物等の発生を抑制し(ごみをなるべく出さず)、廃棄物等のうち有益なものは資源として活用し(ごみをできるだけ資源として使い)、適正な廃棄物の処理(使えないごみはきちんと処分)を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会のこと。

*つばさ館

「循環型社会形成推進基本法」の基本原則にのっとり、ごみの発生抑制（Reduce：リデュース）、再使用（Reuse：リユース）、再生利用（Recycle：リサイクル）、の3Rを推進するため、市民、民間団体、事業者と連携し、環境啓発・体験学習・交流活動等の拠点となる施設。資源化センターに併設されている。

2 循環利用の推進（資源循環推進課）

- ①資源ごみの排出機会を拡充し、家庭から排出される可燃ごみの更なる資源化を促進します。
- ②東清掃センターから排出される焼却残さのセメント原料化*、資源化センターから排出される焼却残さの再資源化、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）に係る再商品化及び処理困難物等の再資源化などにより、ごみの循環利用を推進します。

3 一般廃棄物の適正処理（環境施設課）

- ①老朽化が進む東清掃センターの延命化対策を検討するとともに、環境衛生センターは、し尿や浄化槽汚泥の処理量の推移を考慮した、適正規模の施設更新を検討します。また、廃止した西清掃センターは、解体及び解体後の跡地利用について検討します。
- ②最終処分場の適正な維持管理を行うとともに、二期工事を含めた今後のあり方について検討します。更に、今後老朽化が進む既存設備の更新について検討します。
- ③廃棄物の排出機会拡充に向けた収集運搬体制を整備するとともに、地域の高齢化に対応した収集の充実を推進します。
- ④地域住民と連携を図るとともに、監視カメラ等の活用により、不法投棄の未然防止及び早期発見、早期対応に努めます。
- ⑤民間団体との連携や、啓発活動を展開し、空き缶やたばこの吸いがら等のポイ捨て防止に努めます。

4 産業廃棄物の適正処理（産業廃棄物指導課）

- ①排出事業者に対して、産業廃棄物の減量・資源化の普及・啓発を推進します。
- ②排出事業者や処理事業者へ立入検査等を実施し、産業廃棄物の適正処理を促進します。
- ③監視パトロールを実施することにより、不法投棄等の不適正処理を未然に防止し、早期発見、早期対応に努めます。

指標

指 標	実績値 (H26)	目標値	
		H32	H37
ごみ年間排出量 (t)	114,238	109,188	107,958
リサイクル率 (%)	25	30	35
<u>年間最終処分量 (t)</u>	<u>2,693</u>	<u>1,000</u>	<u>980</u>
つばさ館年間来館者数 (人)	49,261	53,000	55,000

*焼却残さのセメント化、再資源化
廃棄物の焼却後に残る、焼却灰等をセメント等の原料として再利用すること。

2 循環利用の推進 (資源循環推進課)

- ①資源ごみの排出機会を拡充し、家庭から排出される可燃ごみの更なる資源化を促進します。
- ②東清掃センターから排出される焼却残さのセメント原料化*、資源化センターから排出される焼却残さの再資源化、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法)に係る再商品化及び処理困難物等の再資源化などにより、ごみの循環利用を推進します。

3 一般廃棄物の適正処理 (環境施設課)

- ①老朽化が進む東清掃センターの延命化対策を検討するとともに、環境衛生センターは、し尿や浄化槽汚泥の処理量の推移を考慮した、適正規模の施設更新を検討します。また、廃止した西清掃センターは、解体及び解体後の跡地利用について検討します。
- ②最終処分場の適正な維持管理を行うとともに、二期工事を含めた今後のあり方について検討します。更に、今後老朽化が進む既存設備の更新について検討します。
- ③廃棄物の排出機会拡充に向けた収集運搬体制を整備するとともに、地域の高齢化に対応した収集の充実を推進します。
- ④地域住民と連携を図るとともに、監視カメラ等の活用により、不法投棄の未然防止及び早期発見、早期対応に努めます。
- ⑤民間団体との連携や、啓発活動を展開し、空き缶やたばこの吸いがら等のポイ捨て防止に努めます。

4 産業廃棄物の適正処理 (産業廃棄物指導課)

- ①排出事業者に対して、産業廃棄物の減量・資源化の普及・啓発を推進します。
- ②排出事業者や処理事業者へ立入検査等を実施し、産業廃棄物の適正処理を促進します。
- ③監視パトロールを実施することにより、不法投棄等の不適正処理を未然に防止し、早期発見、早期対応に努めます。

指標	実績値 (H26)	目標値	
		H32	H37
ごみ排出量 (t/年)	114,238	109,188	107,958
リサイクル率 (%)	25.0	30.0	35.0
つばさ館来館者数 (人/年)	49,261	53,000	55,000

*焼却残さのセメント原料化
 廃棄物の焼却後に残る、焼却灰等をセメントの原料として再利用すること。

施

No.43

自然共生の推進

策

目的

自然を大切にし、ともに生き、次の世代に引き継ぐこと。

施策を取り巻く状況

■現 状

- 保存樹林制度*の指定基準面積を緩和し、指定面積の拡大を図り、緑地の保全に努めています。
- 市民との協働による市民花壇の運営、緑の募金を活用した緑化事業、苗木配布事業や緑のカーテンの普及事業など、緑化に関する支援を実施しています。
- 水辺を活用した啓発事業として、水生生物等の観察会を実施し、水辺環境の理解を深めています。
- 野生生物の調査や講座などを行い、生物多様性*についての啓発活動を行っています。

■課 題

- 市民等が樹林地の保全活動等をしやすいしくみづくりが必要です。
- 緑の創出には市民等の協力が不可欠であり、緑化に関する多様な情報を提供するとともに、コミュニケーションの場を増やす取組の検討が必要です。
- 市街地において、市民が身近な場所で緑を楽しむ空間の確保が必要です。
- 地域の特性に応じた、生物多様性の保全についての啓発活動が必要です。



出典：川越市環境政策課資料

*保存樹林制度

市内に残る貴重な緑を保全し、うるおいとやすらぎのあるまちとするため、一定基準を満たす樹林を指定する制度。所有者に対し保全に要する費用の一部として奨励金を交付している。

*生物多様性

たくさんの種類の生き物が、複雑に関わり合い、さまざまな環境に合わせて生活していること。遺伝子、種、生態系の3つのレベルでとらえられることが多い。生物多様性が保たれているとさまざまな恩恵を受けられるため、自然の中のさまざまな生き物を守っていくことが大切といえる。

施策	No.37	自然共生の推進
	目的	自然を大切にし、ともに生き、次の世代に引き継ぐこと。

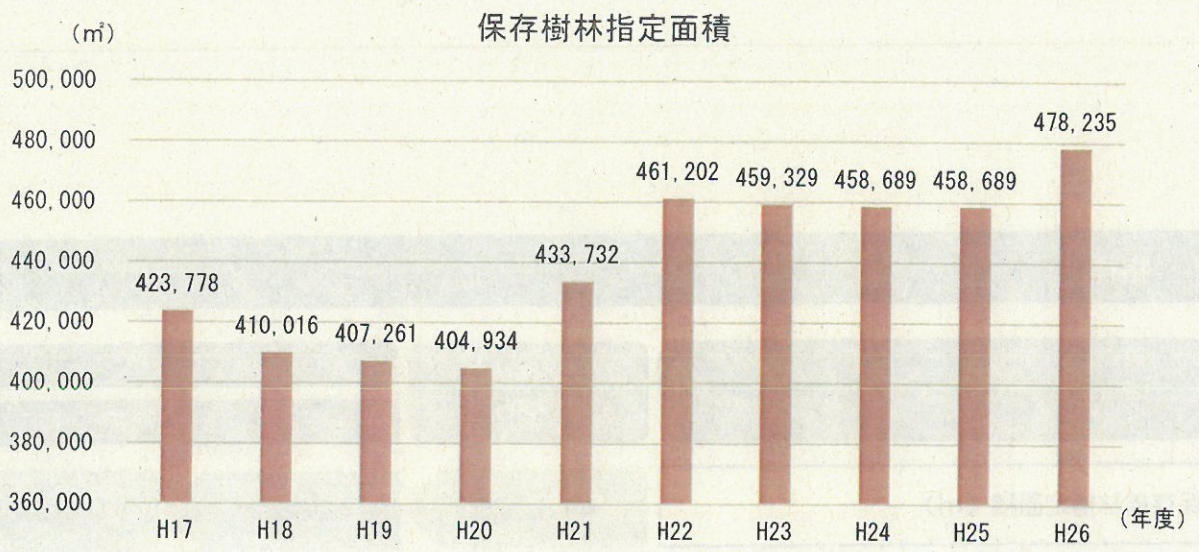
施策を取り巻く状況

■現状

- ・保存樹林制度*の指定基準面積を緩和し、指定面積の拡大を図り、緑地の保全に努めています。
- ・市民との協働による市民花壇の運営、緑の募金を活用した緑化事業、苗木配布事業や緑のカーテンの普及事業など、緑化に関する支援を実施しています。
- ・水辺を活用した啓発事業として、水生生物等の観察会を実施し、水辺環境の理解を深めています。
- ・野生生物の調査や講座などを行い、生物多様性*についての啓発活動を行っています。

■課題

- ・市民等が樹林地の保全活動等をしやすいしくみづくりが必要です。
- ・緑の創出には市民等の協力が不可欠であり、緑化に関する多様な情報を提供するとともに、コミュニケーションの場を増やす取組の検討が必要です。
- ・市街地において、市民が身近な場所で緑を楽しむ空間の確保が必要です。
- ・地域の特性に応じた、生物多様性の保全についての啓発活動が必要です。



川越市環境政策課調べ

*保存樹林制度
市内に残る貴重な緑を保全し、うるおいとやすらぎのあるまちとするため、一定基準を満たす樹林を指定する制度。所有者に対し保全に要する費用の一部として奨励金を交付している。

*生物多様性
たくさんの種類の生き物が、複雑に関わり合い、さまざまな環境に合わせて生活していること。遺伝子、種、生態系の3つのレベルでとらえられることが多い。生物多様性が保たれているとさまざまな恩恵を受けられるため、自然の中のさまざまな生き物を守っていくことが大切といえる。

単位施策

1 樹林地の保全と活用（環境政策課）

- ①樹林地については、保存樹林や市民の森としての指定や、「都市緑地法」等による区域指定を行うことにより、保全の強化を図ります。また、市民等が樹林地を主体的に管理するしくみづくりを進めます。
- ②樹林地を活用した施策を進め、市民の緑に対する理解を深めるとともに、市民に憩いの場を提供するよう努めます。

2 緑の創出（環境政策課）

- ①市民花壇による花いっぱい運動など、市民、民間団体、事業者と協力して緑化を推進します。
- ②公共施設や道路等の緑化を推進するとともに、事業所や一般家庭の緑化を促進します。
- ③市街地において、防災機能を有するオープンスペースとして身近な場所で緑を楽しむ空間を確保します。

3 水辺環境の保全（環境政策課）

- ①水辺を活用した啓発事業を実施し、市民参加による保全活動等を支援・推進するとともに、市民の水辺環境に対する理解を深めます。

4 生物多様性の保全（環境政策課）

- ①市内に生息する野生生物の分布等を調査し、生物多様性の保全に努めます。また、鳥獣の保護管理や特定外来生物*の防除に努めます。
- ②講座を開催するなど、生物多様性の保全についての啓発活動を継続します。

指標

指 標	実績値 (H26)	目標値	
		H32	H37
保存樹林指定面積 (㎡)	478,235	496,235	511,235
市民花壇累計指定数 (箇所)	74	104	129

*特定外来生物

海外起源の外来種であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から指定される。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 樹林地の保全と活用（環境政策課）

- ①樹林地については、保存樹林や市民の森としての指定や、「都市緑地法」等による区域指定を行うことにより、保全の強化を図ります。また、市民等が樹林地を主体的に管理するしくみづくりを進めます。
- ②樹林地を活用した施策を進め、市民の緑に対する理解を深めるとともに、市民に憩いの場を提供するよう努めます。

2 緑の創出（環境政策課）

- ①市民花壇による花いっぱい運動など、市民、民間団体、事業者と協力して緑化を推進します。
- ②公共施設や道路等の緑化を推進するとともに、事業所や一般家庭の緑化を促進します。
●関連[No.20 景観まちづくりの推進、No.21 道路交通体系の整備]
- ③市街地において、防災機能を有するオープンスペースとして身近な場所で緑を楽しむ空間を確保します。
●関連[No.26 公園・緑地の充実、No.42 防災体制の整備]

3 水辺環境の保全（環境政策課）

- ①水辺を活用した啓発事業を実施し、市民参加による保全活動等を支援・推進するとともに、市民の水辺環境に対する理解を深めます。
●関連[No.26 公園・緑地の充実]

4 生物多様性の保全（環境政策課）

- ①市内に生息する野生生物の分布等を調査し、生物多様性の保全に努めます。また、鳥獣の保護管理や特定外来生物*の防除に努めます。
- ②講座を開催するなど、生物多様性の保全についての啓発活動を継続します。

指標	実績値 (H26)	目標値	
		H32	H37
保存樹林指定面積 (㎡)	478,235	496,235	511,235
市民花壇累計指定数 (か所)	74	104	129

*特定外来生物

海外起源の外来種であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から指定される。

施

No.44

生活環境の保全

策

目的

健やかな暮らしができる環境を確保すること。

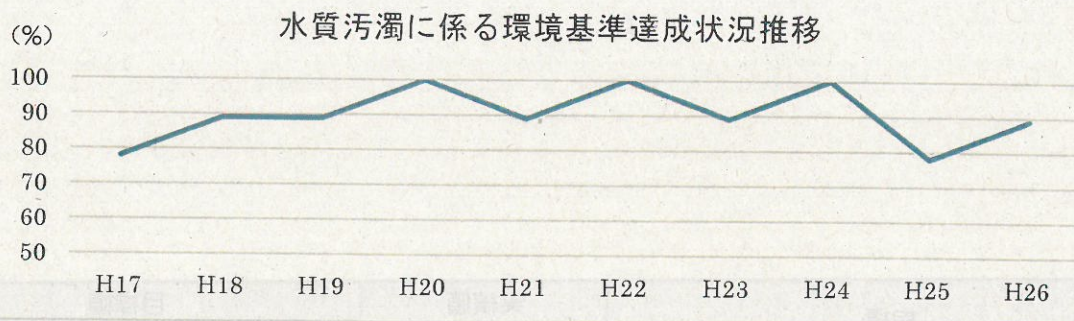
施策を取り巻く状況

■現 状

- 大気環境はほとんどの項目で環境基準*を達成していますが、光化学オキシダント*については、全測定局で環境基準を達成できない状況が続いています。
- PM2.5*などの新たな環境汚染物質による問題も発生しています。
- 河川の水質環境の指標であるBOD*については、近年環境基準を達成できない状況も発生しています。
- 大気、水、土壌に関する環境対策として、汚染状況の監視、発生源となる事業所への指導を行っています。さらに、化学物質の排出状況を把握し、公表しています。
- 騒音、振動、悪臭に関する環境対策として、発生源となる事業所への指導を行っています。また、市内主要道路の自動車騒音を監視しています。

■課 題

- 光化学オキシダント及びPM2.5について、削減に向けた取組を実施する必要があります。
- BOD 環境基準達成率が100%を維持できるよう、生活排水対策を進めていく必要があります。
- PM2.5 や放射性物質等の新たな環境汚染物質について、分かりやすく情報提供するなど、適切に対応する必要があります。



出典：公共用水域水質調査結果より作成

*環境基準

人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたもの。

*光化学オキシダント

自動車の排気ガスや工場の煙等に含まれる窒素酸化物や炭化水素が、紫外線により光化学反応を起こして発生するオゾン等の酸化力の強い物質であり、光化学スモッグの原因となる。

*PM2.5

直径2.5マイクロメートル以下の微粒子のこと。粒子径が小さいため、肺の奥まで達し、沈着する可能性が高く、ぜんそくや肺がんなど人への影響が懸念されている。

*BOD

生物化学的酸素要求量のことで水質指標の一つ。水中の有機物などの量を、その酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で表したものの。

施策

No.38

生活環境の保全

目的

健やかな暮らしができる環境を確保すること。

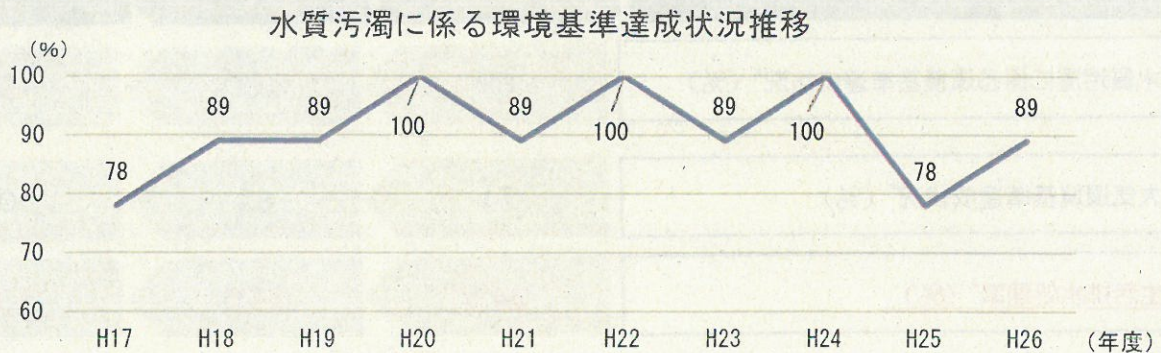
施策を取り巻く状況

■現状

- ・大気環境はほとんどの項目で環境基準*を達成していますが、光化学オキシダント*については、全測定局で環境基準を達成できない状況が続いています。
- ・PM2.5*などの新たな環境汚染物質による問題も発生しています。
- ・河川の水質環境の指標であるBOD*については、近年環境基準を達成できない状況も発生しています。
- ・大気、水、土壌に関する環境対策として、汚染状況の監視、発生源となる事業所への指導を行っています。さらに、化学物質の排出状況を把握し、公表しています。
- ・騒音、振動、悪臭に関する環境対策として、発生源となる事業所への指導を行っています。また、市内主要道路の自動車騒音を監視しています。

■課題

- ・光化学オキシダント及びPM2.5について、削減に向けた取組を実施する必要があります。
- ・BOD 環境基準達成率が100%を維持できるよう、生活排水対策を進めていく必要があります。
- ・PM2.5 や放射性物質等の新たな環境汚染物質について、分かりやすく情報提供するなど、適切に対応する必要があります。



川越市環境対策課調べ

*環境基準

人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたもの。

*光化学オキシダント

自動車の排気ガスや工場の煙等に含まれる窒素酸化物や炭化水素が、紫外線により光化学反応を起こして発生するオゾン等の酸化力の強い物質であり、光化学スモッグの原因となる。

*PM2.5

直径2.5マイクロメートル以下の微粒子のこと。粒子径が小さいため、肺の奥まで達し、沈着する可能性が高く、ぜんそくや肺がんなど人への影響が懸念されている。

*BOD

生物化学的酸素要求量のことで水質指標の一つ。水中の有機物などの量を、その酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で表したものを。

単位施策

1 大気環境対策（環境対策課）

- ①光化学オキシダント及びPM2.5に対する監視を継続し、国等と連携して削減に向けた取組を実施します。
- ②大気汚染状況の継続監視や、焼却炉等発生源への指導及び啓発を行います。

2 水・土壌環境対策（環境対策課）

- ①生活排水対策として、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽*への転換を支援するとともに、浄化槽の維持管理に関する指導及び啓発を行います。
- ②河川や土壌、地下水の汚染状況の継続監視とともに、汚濁発生源への指導及び啓発を行います。

3 騒音・振動・悪臭対策（環境対策課）

- ①騒音・振動・悪臭に関する発生源への指導及び啓発を行います。
- ②市内主要道路の自動車騒音の継続監視を行います。

4 化学物質等の環境リスク対策の推進（環境対策課）

- ①化学物質の排出状況を把握し公表するとともに、啓発を行います。
- ②新たな環境汚染物質に対して、適切に対応します。

指標

指 標	実績値 (H26)	目標値	
		H32	H37
水質汚濁に係る環境基準達成状況* (%)	89	100	100
大気環境基準達成状況* (%)	71	82	100
<u>生活排水処理率* (%)</u>	<u>94.3</u>	<u>98.6</u>	<u>100</u>

*単独処理浄化槽、合併処理浄化槽

単独処理浄化槽は、し尿のみを処理し生活雑排水(台所・風呂・洗濯等)は処理しない。合併処理浄化槽は生活雑排水もあわせて処理するため、家庭から河川等へ流れ出る汚れの量を単独処理浄化槽の約8分1に減らすことができる。

*水質汚濁に係る環境基準達成状況

市内4河川9地点で測定しているBODの環境基準に適合している地点の割合。

*大気環境基準達成状況

大気汚染常時監視測定局で測定している項目のうち、環境基準に適合している項目の割合。

*生活排水処理率

(公共下水道処理可能人口+農業集落排水整備区域内人口+合併処理浄化槽利用人口)÷行政人口×100により計算した数値。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 大気環境対策（環境対策課）

- ①光化学オキシダント及びPM2.5に対する監視を継続し、国等と連携して削減に向けた取組を実施します。
- ②大気汚染状況の継続監視や、焼却炉等発生源への指導及び啓発を行います。

2 水・土壌環境対策（環境対策課）

- ①生活排水対策として、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽*への転換を支援するとともに、浄化槽の維持管理に関する指導及び啓発を行います。
● 関連[No.25 公共下水道事業の充実、No.30 農業の振興]
- ②河川や土壌、地下水の汚染状況の継続監視とともに、汚濁発生源への指導及び啓発を行います。

3 騒音・振動・悪臭対策（環境対策課）

- ①騒音・振動・悪臭に関する発生源への指導及び啓発を行います。
- ②市内主要道路の自動車騒音の継続監視を行います。

4 化学物質等の環境リスク対策の推進（環境対策課）

- ①化学物質の排出状況を把握し公表するとともに、啓発を行います。
- ②新たな環境汚染物質に対して、適切に対応します。

指標	実績値 (H26)	目標値	
		H32	H37
水質汚濁に係る環境基準達成状況* (%/年)	89.0	100	100
大気環境基準達成状況* (%/年)	71.0	82.0	100

*単独処理浄化槽、合併処理浄化槽

単独処理浄化槽は、し尿のみを処理し生活雑排水(台所・風呂・洗濯等)は処理しない。合併処理浄化槽は生活雑排水もあわせて処理するため、家庭から河川等へ流れ出る汚れの量を単独処理浄化槽の約8分1に減らすことができる。

*水質汚濁に係る環境基準達成状況

市内4河川9地点で測定しているBODの環境基準に適合している地点の割合。

*大気環境基準達成状況

大気汚染常時監視測定局で測定している項目のうち、環境基準に適合している項目の割合。

*生活排水処理率

(公共下水道処理可能人口+農業集落排水整備区域内人口+合併処理浄化槽利用人口)÷行政人口×100により計算した数値。

施

No.45

地域コミュニティ活動の推進

策

目的

地域住民などの互いの交流を促すとともに、コミュニティ意識の形成を図り、支え合い助け合いに向けた基盤づくりを進めていくこと。

施策を取り巻く状況

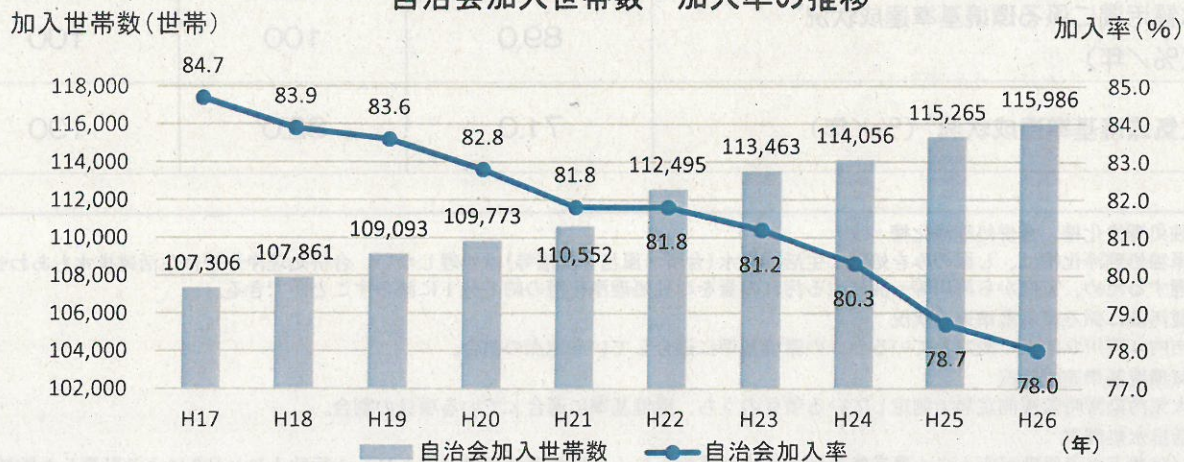
■現 状

- ライフスタイルの変化や価値観の多様化などにより、コミュニティ意識が希薄化しています。
- 自治会の加入率が年々減少しているとともに、自治会を担う役員等の年齢層が高くなっています。
- 市内11の市民センター所管区域に、それぞれ地域会議が設置されています。
- 市内では、保健・医療・福祉の分野、社会教育の分野、まちづくりの分野を中心に、多くのNPO法人*がさまざまな活動を行っています。

■課 題

- コミュニティ意識の希薄化や、少子高齢化による活動の担い手の減少に対応した取組が必要です。
- 地域コミュニティの活動の活性化と機能の強化に向けた取組が必要です。
- 市民に対して、地域コミュニティやその活動に関する情報を提供するしくみづくりが必要です。
- 環境美化、防災、防犯、交通安全、核家族化や少子高齢化の進行による子育てや高齢者福祉などの課題について、地域での取組が必要です。
- 地域会議と行政が協力し、支え合い助け合いに向けた基盤づくりを進める必要があります。
- 地域コミュニティ活動を行う各団体同士の協力や連携による取組の推進が求められています。

自治会加入世帯数・加入率の推移



出典：川越市市民活動支援課調査

施策

No.39

地域コミュニティ活動の推進

目的

地域住民などの互いの交流を促すとともに、コミュニティ意識の形成を図り、支え合い助け合いに向けた基盤づくりを進めていくこと。

施策を取り巻く状況

■現状

- ・ライフスタイルの変化や価値観の多様化などにより、コミュニティ意識が希薄化しています。
- ・自治会の加入率が年々減少しているとともに、自治会を担う役員等の年齢層が高くなっています。
- ・市内では、福祉・保健・医療の分野、社会教育の分野、まちづくりの分野を中心に、多くのNPO法人*がさまざまな活動を行っています。

■課題

- ・コミュニティ意識の希薄化や、少子高齢化等による活動の担い手の減少に対応した取組が必要です。
- ・地域コミュニティの活動の活性化と機能の強化に向けた取組が必要です。
- ・市民に対して、地域コミュニティやその活動に関する情報を提供するしくみづくりが必要です。
- ・環境美化、防災、防犯、交通安全、核家族化や少子高齢化の進行による子育てや高齢者福祉などの課題について、地域での取組が必要です。
- ・地域コミュニティ活動を行う各団体同士の協力や連携による取組の推進が求められています。



川越市市民活動支援課調べ

単位施策

1 コミュニティ意識の形成（市民活動支援課）

- ①自治会連合会と連携して、幅広い世代の地域住民が自治会に加入するよう促進し、自治会活動やその情報の共有化を通じて、コミュニティ意識の形成を図ります。
- ②地域行事をはじめとした地域コミュニティ活動に対する支援を充実させ、コミュニティ意識の形成を促進します。
- ③さまざまな地域コミュニティ活動が自立的かつ継続的に行われるよう、安定的な担い手の確保に向けた取組を検討します。
- ④川越市掲示板やインターネットなどを活用して、地域コミュニティとその活動に関する情報を提供します。

2 地域コミュニティ活動の支援（市民活動支援課、市民センター推進室）

- ①自治会連合会と協力して、各自治会における環境美化、防災、防犯、交通安全等の自主的な活動を支援します。
- ②地域会議の運営や活動に係る支援を行います。
- ③地域コミュニティ活動を行う団体や企業等が相互にパートナーシップを築き、地域コミュニティ活動が円滑に行われるように支援します。
- ④自治会集会施設の建設、修繕等の整備を支援します。

3 NPO法人の活動の支援（市民活動支援課）

- ①NPO 法人との関係の充実を図るとともに、NPO 法人と自治会やボランティア団体等との連携を促進します。

指標	実績値 (H26)	目標値	
		H32	H37
地域会議が主体となって取り組んだ事業数 (件)*	0	3	4
自治会加入率 (%)	78.0	79.0	80.0

*NPO (Non-Profit Organization) 法人

政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う。特定非営利活動法人の略称。

*地域会議が主体となって取り組んだ事業数

全ての地域会議における全事業数を地域会議数で除したものの。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 コミュニティ意識の形成（市民活動支援課）

- ①自治会連合会と連携して、幅広い世代の地域住民が自治会に加入するよう促進し、自治会活動やその情報の共有化を通じて、コミュニティ意識の形成を図ります。
- ②地域行事をはじめとした地域コミュニティ活動に対する支援を充実させ、コミュニティ意識の形成を促進します。
- ③さまざまな地域コミュニティ活動が自立的かつ継続的に行われるよう、安定的な担い手の確保に向けた取組を促進します。
- ④川越市掲示板やインターネットなどを活用して、地域コミュニティとその活動に関する情報を提供します。

2 地域コミュニティ活動の支援（市民活動支援課）

- ①自治会連合会と協力して、各自治会における環境美化、防災、防犯、交通安全等の自主的な活動を支援します。
●関連[No.7 地域福祉の推進、No.34 環境活動の推進、No.47 住民自治の推進]
- ②地域コミュニティ活動を行う団体や企業等が相互にパートナーシップを築き、地域コミュニティ活動が円滑に行われるように支援します。
- ③自治会集会施設の建設、修繕等の整備を支援します。

3 NPO法人の活動の支援（市民活動支援課）

- ①NPO 法人との関係の充実を図るとともに、NPO 法人と自治会やボランティア団体等との連携を促進します。
●関連[No.7 地域福祉の推進]

指標	実績値 (H26)	目標値	
		H32	H37
自治会加入率 (%)	78.0	79.0	80.0

*NPO (Non-Profit Organization) 法人

政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う。特定非営利活動法人の略称。

施

No.49

消防・救急体制の充実

策

目的

市民の生命、財産を守り、安全・安心を実感できるまちづくりを推進すること。

施策を取り巻く状況

■現 状

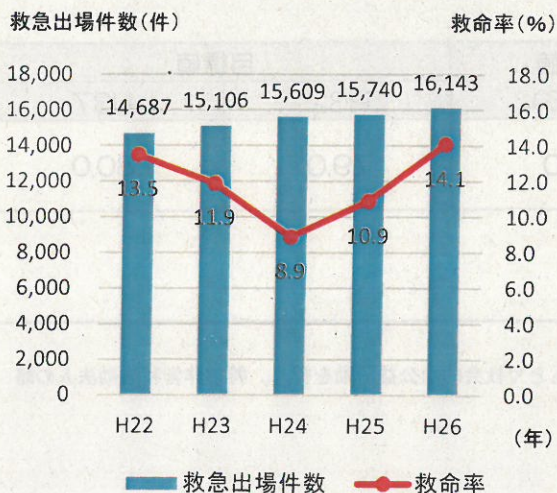
- 川越地区消防組合を設置し、消防や救急の事務を川島町と共同で処理しています。
- 大規模地震等の広域災害発生時は、多数の負傷者が出ることが想定され、消防力だけでは対応が困難です。
- 平成26(2014)年の救急出場件数は16,143件で、高齢者の増加等により近年は増加傾向にあります。
- 応急手当やAEDの普及啓発により、市民の応急手当による救命事例が増加しています。
- 平成26(2014)年の火災件数は132件で、一番多い出火原因は放火(放火の疑いを含む)で、他にはコンロ、たばこ、ストーブ等を原因とする出火があります。

■課 題

- 関係機関等と連携した活動のほか、地域コミュニティにおける防災力の強化を図り、広域災害による被害を最小限に抑える必要があります。
- 救急要請の増加に対応した救急体制を整えるとともに、各医療機関との連携の強化や救急救命士の養成が必要です。
- 市民による救命や、高度な救命処置、スムーズな患者搬送等により、救命率*を高める必要があります。
- 市民の防火意識を高める取組や住宅用火災報知器の未設置世帯への普及等が必要です。

救急出場件数・救命率の推移

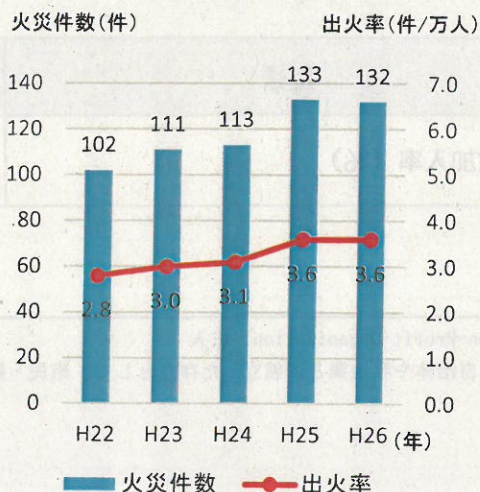
(川越地区消防組合管内)



出典：川越地区消防局「消防年報」

火災件数・出火率の推移

(川越地区消防組合管内)



出典：川越地区消防局「消防年報」

施策

No.43

消防・救急体制の充実

目的

目的

市民の生命、財産を守り、安全・安心を実感できるまちづくりを推進すること。

施策を取り巻く状況

■現状

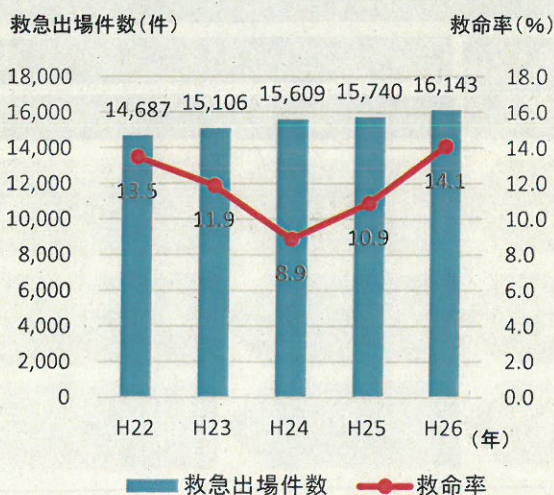
- ・川越地区消防組合を設置し、消防や救急の事務を川島町と共同で処理しています。
- ・大規模地震等の広域災害発生時は、多数の負傷者が出て消防力だけでは対応が困難となることが想定されます。
- ・平成 26 (2014) 年の救急出場件数は 16,143 件で、高齢者の増加等により近年は増加傾向にあります。
- ・応急手当やAEDの普及啓発により、市民の応急手当による救命事例が増加しています。
- ・平成 26 (2014) 年の火災件数は 132 件で、一番多い出火原因は放火（放火の疑いを含む）で、他にはコンロ、たばこ、ストーブ等を原因とする出火があります。

■課題

- ・関係機関等と連携した活動のほか、地域コミュニティにおける防災力の強化を図り、広域災害による被害を最小限に抑える必要があります。
- ・救急要請の増加に対応した救急体制を整えるとともに、各医療機関との連携の強化や救急救命士の養成が必要です。
- ・市民による救命や、高度な救命処置、スムーズな患者搬送等により、救命率*を高めることが必要です。
- ・市民の防火意識を高める取組や住宅用火災警報器の未設置世帯への普及等が必要です。

救急出場件数・救命率の推移

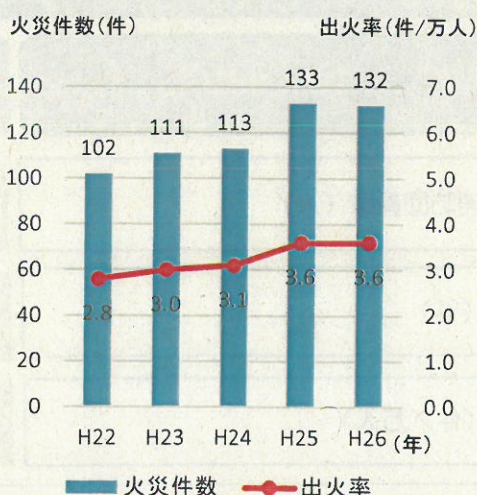
(川越地区消防組合管内)



出典：川越地区消防局「消防年報」

火災件数・出火率の推移

(川越地区消防組合管内)



出典：川越地区消防局「消防年報」